

お知らせ 国民健康保険・後期高齢者医療・国民年金のお知らせ

国民健康保険証、後期高齢者医療被保険者証の更新時期です

新しい被保険者証【国保(黄色)、後期(緑色)】を7月中旬に簡易書留で郵送します。

8月以降は新しい被保険者証をご使用ください。なお高齢受給者証と被保険者証は一体型となっています。

※現在使用されている被保険者証は7月31日(土)までの有効期限となっていますので、8月以降に国保・年金係に返還していただくか、裁断等をして破棄してください。

●お願い

新しい被保険者証が届きましたら、住所・氏名・性別・生年月日等の確認を必ずお願いします。記載内容に誤りがあった場合は、国保・年金係まで至急ご連絡ください。

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の更新時期です

現在使用されている後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限は7月31日(土)までとなっています。新しい認定証は、7月中旬に後期高齢者医療被保険者証と一緒に簡易書留で郵送します。

なお、認定証の更新手続きは必要ありません。
※国民健康保険被保険者は8月以降、申請が必要です。

国民年金保険料免除等の申請について

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度(50歳未満)」があります。

保険料の免除や猶予を受けず保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。

令和3年度の免除等の受付は7月1日から開始され、令和3年7月分から令和4年6月分までの期間を対象として審査を行います。申請は原則として毎年度必要です。

※前年所得が一定額以下の人が対象となりますので、申請されたすべての人が該当するとは限りません。

詳しくは▶

町民課 国民健康保険・国民年金係 ☎ 82-3114

お知らせ 令和3年度「特定健診(集団健診)」について

特定健診は、生活習慣病の発見と重症化の予防のための健診です。

国民健康保険加入者は、今年度から総勢110人に最大1万円の商品券があたる、「特定健診受け得キャンペーン」を実施していますので、今年は必ず受けて生活習慣の改善を図りましょう。

対象者 30歳～74歳の国民健康保険加入者、後期高齢者医療の人(一部の国保以外の被扶養者も町の集団健診を受診することができますが、その場合は受診券が必要です。)

場所 町総合福祉保健センター 美郷

受診期間 以下のとおり

期 日	時 間	8:30～9:30	9:30～11:00
7月14日(水)		畑ヶ田、上大町、本町、下大町、港町	大谷口、中通、花宮町、寿町、本通、宮浦町
7月15日(木)		小通、下湯、道金町、杉谷、寺口、新町、磯路町	泉町、昭和通、恵比須町、大黒町
7月16日(金)		旭町、栄町、中島、千場	高砂町、京ノ尾、浦川内、不動寺、神山
7月17日(土)		予備日(地区指定はありません。上記日程で都合がつかない人など。)	

※新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、対象地区の受付時間を分けていますが、指定された日・時間以外にも受診できます。

指定医療機関での受診期間

令和3年7月14日(水)～令和4年2月28日(月)

持参品 健康保険証、受診券、受診票(問診票)、採尿容器、健康手帳、おくすり手帳

受診料 500円(指定医療機関での健診は1,000円。ただし、集団・個別健診ともに70歳以上は無料)

その他

- **40歳以上の人**は、佐賀県内の指定医療機関でも受診することができます。武雄杵島地区内の指定医療機関一覧表を特定健診受診票配布時に同封しています。
- 健康ポイント事業の対象事業となります。事前に申込みをし、ポイントカードを受け取ってください。300ポイントが付与されます。
- 集団健診当日は車による送迎にも対応します。

注意事項

- 受診される際は、体温測定、マスク着用をお願いします。また、体調不良の時は、感染拡大防止のため受診をご遠慮ください。
- 新型コロナウイルス感染症の発生状況によっては、中止になる場合もありますのでご了承ください。

詳しくは▶

町民課 国民健康保険・国民年金係 ☎ 82-3114